

子どものネグレクト状態と 年齢の関係

安 部 計 彦

The Relation between Child Neglect Situation and Ages

Kazuhiko Abe

1 現状と問題のありか

児童虐待の種類のうちネグレクトは、2012（平成24）年度に児童相談所で受け付けた虐待相談（73,200件）の28.9%（19,250件）で第3位，市町村で受け付けた虐待相談の36.8%（26,953件）で第1位（どちらも厚生労働省2013）など高い割合を占めるなど，大きな課題である。

しかしネグレクトに特化した研究は日本では低調であり，特にネグレクト状態と子どもの年齢の関係についての研究はない。

2 目的と研究方法

1) 目的

共通の特徴を持つ項目同士は何らか関連があるのではないかとと思われる。そのため子どものネグレクト状態や家庭状況が子どもの年齢によってどのように変化するかを探り，共通の特徴からネグレクトの要因を探索することを目的とする。

2) 研究デザイン

子どものネグレクト状態や家庭の状況を明らかにするため広くネグレクト事

例を集め、子どもの年齢による子どもの状態や家庭状況の差や特長を明らかにする。そして子どもの状態と家庭状況で同じような傾向を持つ項目同士の特性を検討し、そこからネグレクトの要因を検討する。

なおこの研究は、安部（2011）の再分析として行う。

3) 研究対象と方法

研究対象は、政令指定都市や東京都の区を含めた全国のすべての市区町村で対応したネグレクト事例とする。ここで市区町村を研究対象にするのは、①児童相談所より多くのネグレクト事例に対応している、②各種の子育て支援サービスなど多くの支援策を市区町村は持っている、③保育所や学校など子どもの所属情報と同時に児童相談所の情報も得るなど幅広い情報を把握している、などの理由による。

研究方法は、全国すべての市区町村の「子ども家庭相談担当課」宛に、その市町村の「虐待相談受理簿」か「要保護児童対策地域協議会管理台帳」の中からネグレクト事例をランダムに最大10ケース選んで調査票に記入していただくことにした。調査票は事例ごとに、年齢、受理年月日、発見者、家族状況、子どもの状態、児童相談所の関与など14項目について記入いただいた。このうち家族状況、子どもの状態、児童相談所関与などは、筆者が準備した候補を研究協力者の検討を経て選択肢を準備した。

回答は市区町村の職員が直接または選択肢から該当する項目を選んで記入し、当てはまらない場合には「その他」として、その内容の記入をお願いした。

4) データの特徴

この調査はいくつかの制約がある。

まず研究対象である「市区町村でネグレクトとして対応した事例」であるが、各市町村がどのような基準で「ネグレクト」と判断したかは問うていない。つまり対象事例が厳密に「ネグレクトである」という保証はない。

次に、選択肢で準備した「精神障害（疑いを含む）」や「不登校」など、すべての項目でその選択基準を示していない。そのため選択された項目は記入者

の主観や把握している情報に任されており、厳密性に欠ける。

さらに調査項目が「選択肢から選択」という「あり・なし」の2項回答であるため、統計分析に制約が生じる。

5) 分析方法

子どもの状態や家庭状況と子どもの年齢との関係は項目間でクロス集計を行い、結果をカイ2乗検定を行うことで年齢による特徴を抽出する。

6) 倫理的配慮

調査に際しては研究趣旨と同時に守秘義務や情報管理などを説明した依頼文を同封して送付した。調査への同意書は取っていないが、市区町村からの回答をもって同意したとみなした。調査の回答は市区町村職員に依頼し、回答に際しては自治体名も不要としたため、個人を特定できる情報はない。さらに研究に当たってはすべて統計的に処理した。

なおこの研究は、2010（平成22）年9月9日に日本社会事業大学倫理委員会の承認（受付番号10-04002）を得て実施した。

3 結果

1) 回答

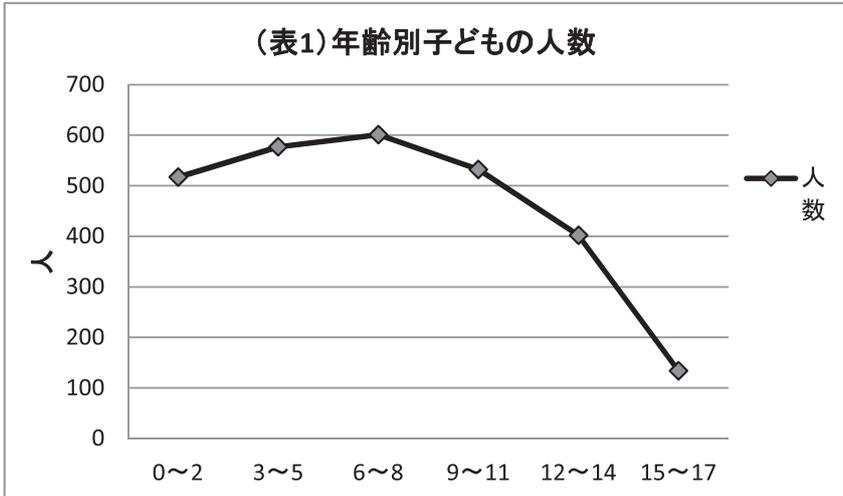
調査票は2010年当時の全市区町村である1,901市区町村に配布した。その結果、全体の24.6%にあたる467市区町村から2870ケースのネグレクト事例が集まった。このうち、子どもの状態と家庭状況、子どもの年齢の3つの情報が揃っている2,820ケースを研究の対象にした。

2) 子どもの年齢分布と家族構成

(1) 子どもの年齢分布

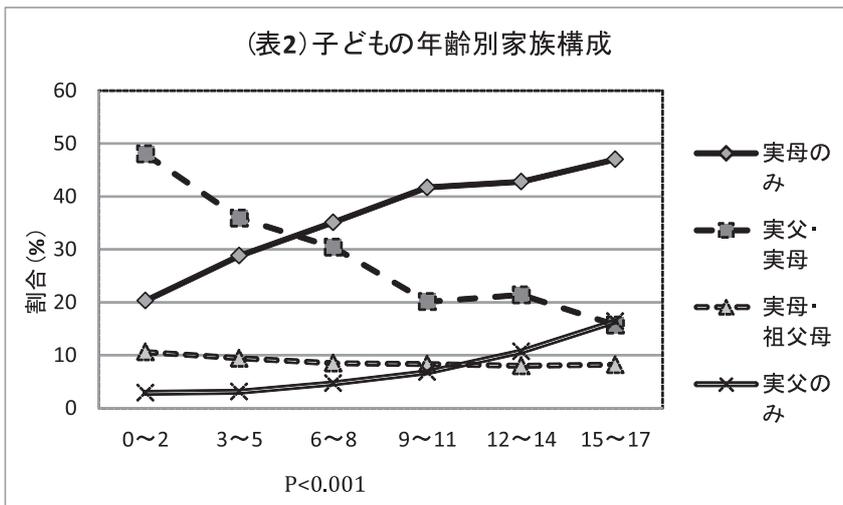
今回のデータは各市区町村が受け付けたネグレクト事例をランダムに10ケース提出をお願いした。その結果、回答された人数は（表1）のように、0歳から14歳までは500人から600人前後でほぼ同じ割合であった。また中学生

年齢である12～14歳は400人で少し減るが、ほぼ同水準と思われる。しかし高校年齢である15～17歳は130人程度であり、中卒後に市区町村が対応しているネグレクト事例は少ないことが伺われた。



(2) 家族構成

子どもの年齢別の家族構成の割合は(表2)の通りであった。実父・実母家



庭は、0～2歳では約48%あるが15～17歳では約16%と3分の1近くに減少していた。一方、実母のみの家庭は、0～2歳で約20%であったが15～17歳では約47%で2倍以上に増えていた。実母と祖父母家庭は実父母家庭と同様に子どもの成長に伴って減少し、実父のみの家庭はひとり親である実母のみの家庭と同様に増加傾向を示した。

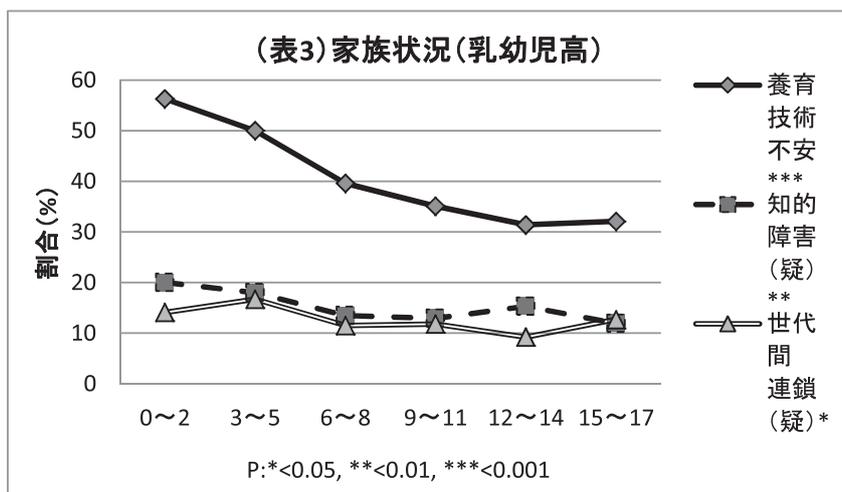
3) 年齢区分と家庭状況

子どもの3歳ごとの年齢区分での家族状況について、その割合がある年齢層で多く、その結果がカイ2乗検定で有意であった項目ごとにまとめると以下のようなになった。

(1) 乳幼児期に高い家庭状況

0～5歳が高く12～17歳で低く結果に有意差があった家庭状況は、「養育技術不安」、疑いを含んだ「知的障害」、疑いを含んだ「世代間連鎖」の3つであった。

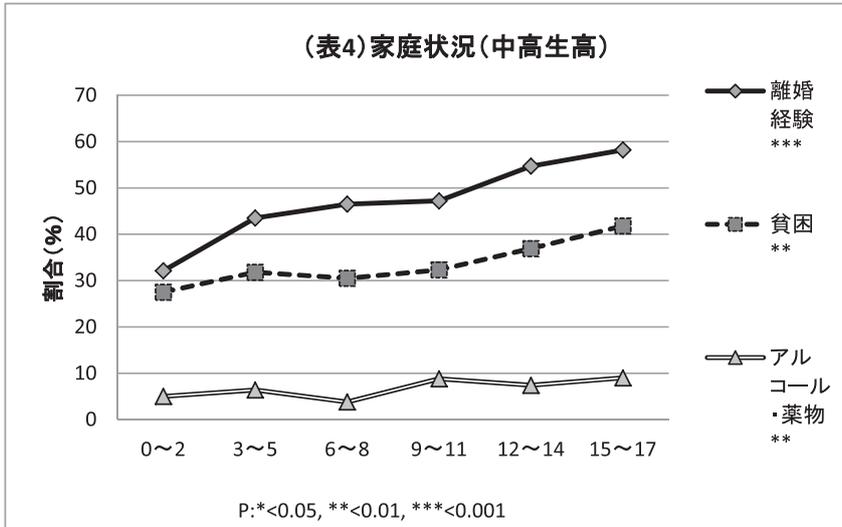
その状況は(表3)のように、養育技術不安は0～2歳で約56%から15～17歳で約32%へ、知的障害は約20%から約12%へ減少していた。



(2) 中高生で高い家庭状況

0～5歳が低く12～17歳で高く結果に有意差があった家庭状況は「離婚経験」, 「貧困」, 「アルコール・薬物」の3つであった。

その状況は(表4)のように、離婚経験は0～2歳で約32%が15～17歳で約58%に、貧困は約28%から約42%に増えていた。



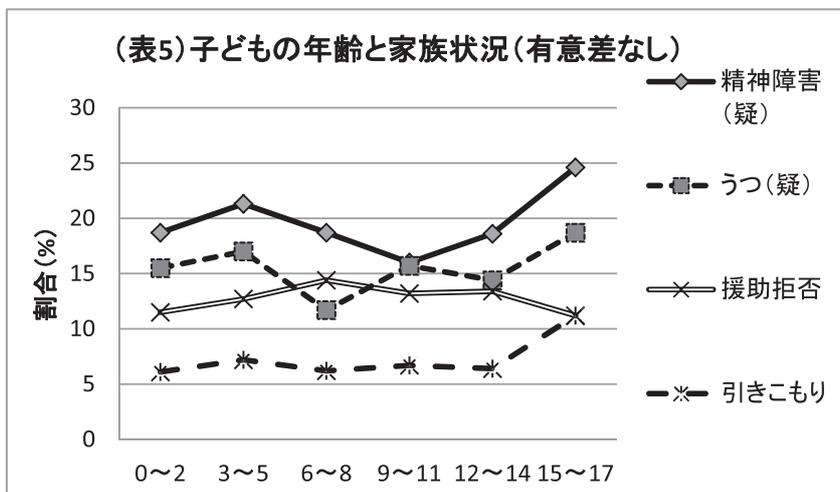
(3) 年齢で有意な差がなかった家庭状況

年齢ごとに占める割合がカイ2乗検定で5%タイルでも有意差が出なかった家庭状況の項目は多い順に、疑いを含めた「精神障害」, 疑いを含めた「うつ」, 援助拒否, 引きこもりの4項目であった。

その分布は(表5)の通りであるが、「精神障害」は20%前後を上下し、「うつ」は16%前後、援助拒否は12%前後で上下していた。このうち精神障害とうつ、引きこもりは15～17歳で増加しているが、統計的な有意差には至っていない。

4) 年齢区分と子どもの状態

同様に、子どもの3歳ごとの年齢区分での子どもの状態について、その割合



がある年齢層で多く、結果がカイ2乗検定で有意であった項目は以下のようであった。

(1) 乳幼児で高い子どもの状態

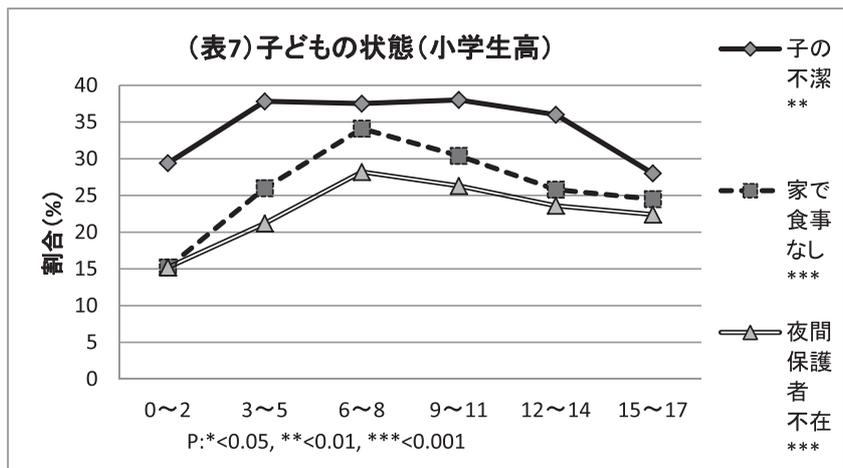
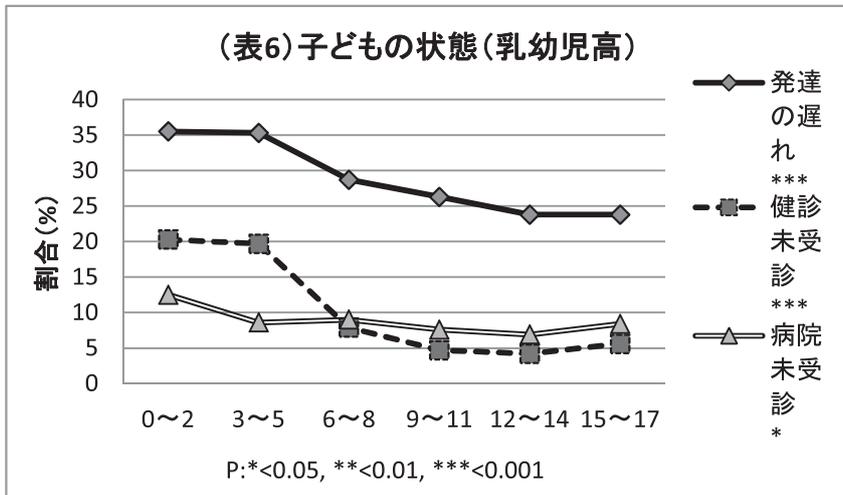
0~5歳が高く12~17歳で低く結果に有意差があった子どもの状態は、「発達の遅れ」、「健診未受診」、「病気でも病院に行かない(以下『病院未受診』)」の3つであった。

その状況は(表6)のように、発達の遅れは0~2歳で約36%から15~17歳で約24%へ、健診未受診は約20%から約6%へ減少していた。

(2) 小学生で高い子どもの状態

子どもの年齢が6歳から11歳という小学生年齢の割合が乳幼児期や中高生より高くカイ2乗検定で有意であった項目が、「子どもの不潔」、「家で食事がない」、「夜間保護者がいない(以下『夜間保護者不在』)」の3つであった。

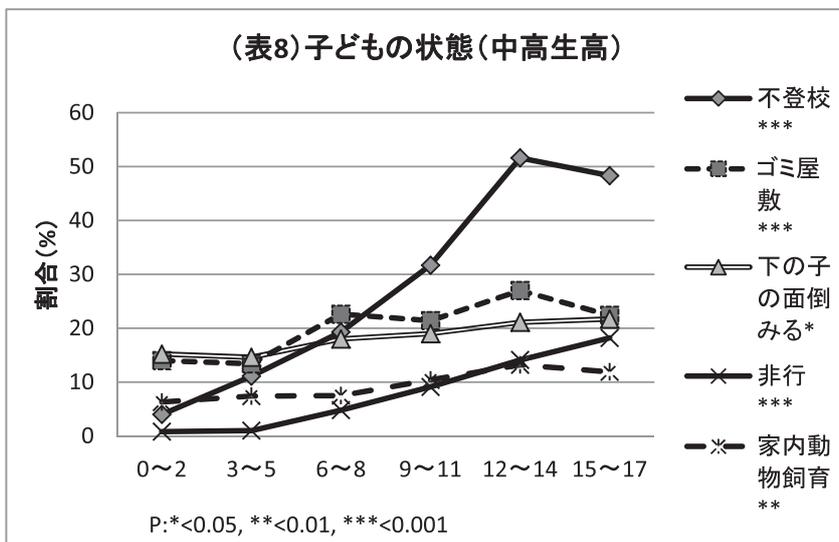
その状況は(表7)のように、子の不潔は0~2歳で約30%、15~17歳で約28%であるが、3歳から11歳まではおおむね38%で1%水準で有意差があった。また家で食事がないは、0歳から2歳で約15%、15歳から17歳で約22%であるが、6歳から8歳では約34%であった。



(3) 中高生で高い子どもの状態

0~5歳で低く12~17歳で高く結果に有意差があった子どもの状態は「不登校」, 「ゴミ屋敷」, 「下の子の面倒をみる」, 「非行」, 「家内動物飼育」の5つであった。

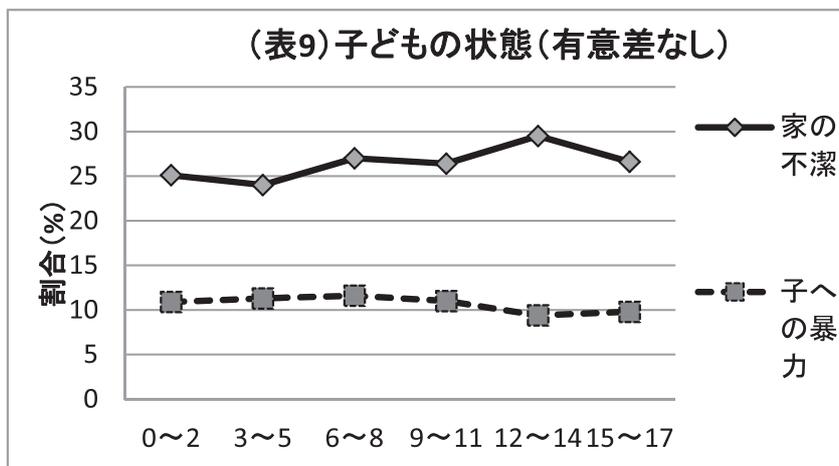
その状況は(表8)のように、不登校は0~2歳で約4%が15~17歳で約48%に、ゴミ屋敷は約14%から約22%に増えていた。



(4) 年齢で有意な差がなかった子どもの状態

年齢ごとに占める割合の分布がカイ2乗検定で5% タイルでも有意差が出なかった子どもの状態は、「家の不潔」と「子への暴力」の2項目であった。

その分布は(表9)の通りであるが、「家の不潔」はおおむね25から30%前後を上下し、「子への暴力」は10%前後で上下していた。



5) 多い項目の年齢分布

以上の年齢による分布がカイ2乗検定で有意に多い項目や有意差がなかった項目を年齢区分と分野でまとめると(表10)のようになった。

(表10)年齢による多い項目の分布

	家族構成	家庭状況	子どもの状態
乳幼児高	実父母	養育技術不安	発達の遅れ
	実母と祖父母	世代間連鎖(疑) 知的障害(疑)	健診未受診 病院未受診
小学生高			子の不潔 家で食事ない 夜間保護者不在
中高生高	実母のみ	離婚経験	不登校
	実父のみ	貧困 アルコール・薬物	下の子の面倒み 非行 家内動物飼育 ゴミ屋敷
年齢で差がない		精神障害(疑) うつ(疑) 援助拒否 引きこもり	家の不潔 子への暴力

4 考察

1) 子どもの年齢と家族構成

子どもの年齢と家族構成の関係は(表2)のように、実父母家庭は0~2歳で約48%あるが、15~17歳では約16%と低下している。一方母子のみの世帯は0~2歳で約20%しかないが15~17歳で約47%と実父母家庭と逆転している。また実父のみの家庭でも実母のみの家庭と同様に子どもの年齢が増加すると、その割合が増加している。

このデータは市区町村がネグレクトとして受け付けた2010年9月の時点での状況である。そのため、現在0~2歳の子どもが年齢の増加に伴ってひとり親家庭に移行するかどうかを確実に言えるものではない。

そうであったとしても、いくつかのことが推察される。

第一は、ネグレクトに占めるひとり親の割合が極めて高いことである。保護者がひとりで子どもを育てることは、両親で育てるよりも経済的にも養育面でも、また情緒的な安定性でも多くの困難があることは知られている。今回の調査対象は、あくまで市区町村でネグレクトとして受け付けた事例であり、ひとり親家庭がどの程度の割合でネグレクトになるかを示したものではない。そうであっても、ひとり親の状態がネグレクトの発生要因と何らかの関連があることが示唆される。

第二に、ひとり親の占める割合が子どもの年齢の増加に伴って大きくなっていることである。先ほどのひとり親の困難さがネグレクトに関連があるとすれば、子どもの成長に伴ってネグレクトのリスクはより高くなるとも考えられる。

第三に、(表1)にあるように今回の調査対象は無作為に抽出されているため、調査対象の分布は市区町村が対象としているネグレクト事例の年齢分布をある程度正確に反映していると考えられる。そうだと仮定すると、子どもの年齢の増加、つまりひとり親の割合が少ない乳幼児期でもネグレクトの割合がほぼ一定数あるのは、ひとり親の増加とは違う要因でネグレクトになっていることが推察される。このように考えると、同じ「ネグレクト」と判断されていても、年少児で両親が揃っているグループと、年長児でひとり親であるネグレクトでは、別の要因が想定される。

2) 乳幼児高グループ

0歳から5歳までの乳幼児年齢に占める割合が他の年齢よりカイ2乗検定で有意に高かったのは、家庭状況では(表3)のように養育技術不安、世代間連鎖、知的障害の3つであり、子どもの状態としては(表6)のように、発達の遅れ、健診未受診、病院未受診の同じく3つであった。

一般に新生児を含む乳幼児期は、子どもは自力で食事を摂ったり、寒暖の調整をする等、生命の維持すらできない状態である。そのため保護者には他の年齢に比べて高いレベルでの養育が求められるが、保護者に「知的障害」があったり、家庭の不適切な状況が「世代間連鎖」により長期に変わらなければ、関係者が保護者の「養育技術を不安」に思いう結果になると推察される。

これらのことから子どもの年齢が低い時期には、保護者自身の『養育力の不足』が子どもをネグレクトに至らせる要因と推察される。

また逆に、この年齢の子どもには、保護者の十分な養育が必要であり、それが満たされない場合はネグレクトと判断されるという、ネグレクトにおける『子どもの養育ニーズ』の充足が中心的な課題とも言える。

3) 小学生高グループ

6歳から11歳までの小学生時期に他の年齢より高い割合を占めるのは(表7)のように、子の不潔、家で食事が無い、夜間保護者不在の3項目であった。そしてこの特徴は、家族状況ではなかった。

小学生の時期は(表2)の実父母家庭とひとり親家庭の割合が逆転した直後でもある。また一般に多くの家庭で、子どもが小学生になると母親がパートなどの就労に出ることも多い。また子どもが通う小学校も子どもだけで通学を始めるなど、子どもの成長に伴って保護者から手が離れる時期でもある。

これらのことを総合して考えると、この小学生に対するネグレクトの中心課題は家で食事が無い、夜間保護者不在などの『子どもの放置』と考えられる。その背景として、子どもの成長に伴う『子どもの養育ニーズ』の変化と軽減が考えられる。そしてそこには、「子どもが一人で家にも大丈夫」という『保護者の認識』の変化が作用しているとも考えられる。

4) 中高生高グループ

12歳以上が占める割合が高い項目は、家庭状況は(表4)のように離婚経験、貧困、アルコール・薬物の3項目、子どもの状態は(表8)の不登校、ゴミ屋敷、下の子の面倒をみる、非行、家内動物飼育の5項目であった。

この年齢は、一般的に子どもも自分でできることが増えるため子ども自身の『養育ニーズ』は減るが、逆にこの年齢で増加する離婚経験や貧困は、保護者に大きな困難を生じさせると思われる。つまりこの時期は『家庭の困難さ』が増加する時期に重なる。その結果、保護者は子どものことより日常生活を支えることが関心の中心になり、『子どもどころではない』状況が増加すると思わ

れる。

また子どもの状態は、不登校や非行などのネグレクトとは直接関係のない別の困難さが出現している。これはネグレクトの『二次障害』とも考えられる。また下の子の面倒をみる行動は、保護者の監護が不十分なため『子ども同士が補完』しているとも言える。さらにゴミ屋敷や家内動物飼育は、幼児期からある家の不潔や小学生で多くなる子の不潔などが積み重なった『不潔の蓄積』とも考えられる。

5) 年齢で割合に有意差がない

各項目が年齢でその占める割合の差に有意差がなかったのは、家庭状況では(表5)の精神障害、うつ、援助拒否、引きこもりの4項目、子どもの状況では(表9)の家の不潔と子どもへの暴力の2項目であった。

このうち家庭状況の精神障害とうつは一般には「メンタルヘルス」と呼ばれている項目である。また引きこもりや援助拒否は、保護者の「対人関係」に大きく影響していると思われる。これらの項目は保護者自身の生きていく『エネルギーを不足』させたり、周囲からの支援を届けにくくし、結果的に子どもに必要な養育ニーズが満たされなりネグレクトになると考えられる。

なお、(表9)のように、ネグレクト事例における子どもへの暴力がどの年齢層でも一定の割合でみられることは、支援においてネグレクト事例でも子どもへの暴力がありうることを留意する必要が示唆された。

6) ネグレクト要因の仮説

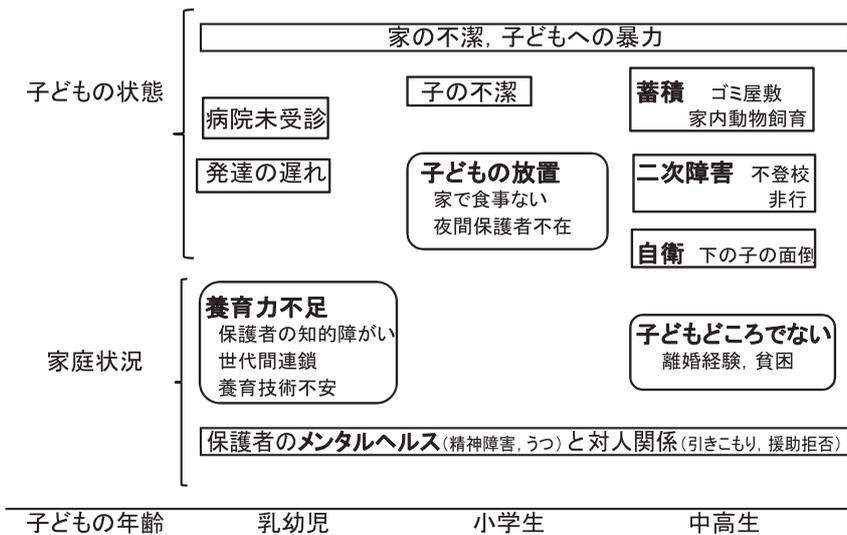
ここまでの議論をまとめると、『子どもへの養育ニーズ』は乳児期に高く、子どもの年齢の増加とともに低下すると推定される。

そのため子どもに対する保護者の知的障害や養育技術の不安などの『養育力不足』があると、乳幼児期に顕著にその影響が現れる。しかし小学生になると『子どもの養育ニーズ』は低下するが、同時にそれは保護者の「子どもに任せることが許される」という『認識の変化』を生み、夜間保護者不在などの『子どもの放置』が出現する。さらに中高生ではひとり親家庭や貧困の増加などの

『家庭の困難』により保護者の『認識』は『子どもどころではない』と変化すると同時に、子どもは不登校や非行などの『二次被害』や『不潔の蓄積』、年齢が高い子どもが下の子をみる子ども同士の『自衛』など、多様な症状がみられる。

これを図示したのが(図1)である。

つまり乳幼児期では『養育力不足』が中心課題であるが、小学生期では子どもの手がかからないという保護者の『認識』の変化が『子どもの放置』を生むと考えられる。さらに中高生の時期にはひとり親や貧困などの『家庭の困難』が増加すると同時に保護者の家庭状況の深刻さが増し、子どもは『不潔の蓄積』や不登校や非行等の増加に見られる子どもの負担が増加していることが示唆される。



(図1)年齢の推移とネグレクト状態の分布

このように考えると、ネグレクトの要因には保護者の要因として、①養育力不足、②認識、③家庭の困難、④メンタルヘルスと対人関係の4つが考えられる。

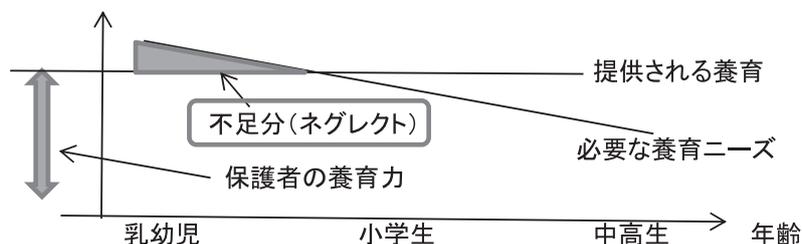
(1) 養育力不足

子どもの生存や成長に必要な養育ニーズは乳幼児期に高く、子どもの成長に

伴い必要量は低下すると考えられる。しかし、もともと保護者が十分な養育力を持っていないと、必要とされる子どもの養育が確保できず、結果としてネグレクトになってしまうことが考えられる。この養育力不足は、今回の研究では乳幼児で特に多い傾向が見られた。

なおここでの『保護者の養育力』とは、子どもを育てるための知識や技術、能力などの保護者自身が持っている力を想定する。その養育力が不十分な原因として今回の研究から、保護者の知的障害や世代間連鎖、養育技術不安、保護者の障害や病気などが考えられる。

そのイメージは（図2）のようになる。



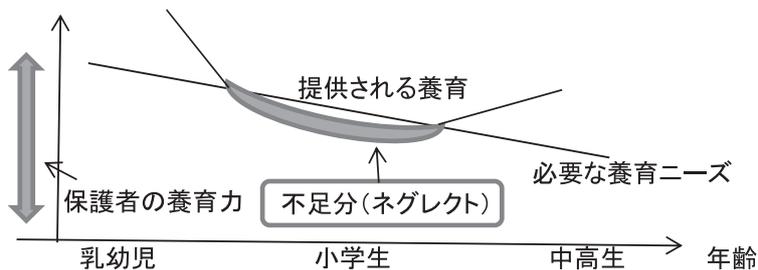
（図2）ネグレクトの要因 ①養育力不足

（2）保護者の認識

子どもを養育する力は十分にありながら、子どもに対する認識や他の事柄への関心などから子どもへの必要な養育が十分になされず、結果として子どもがネグレクトになってしまう状況が考えられる。今回の調査では小学生に典型的にみられたが、子ども自身が年齢の増加に伴ってある程度の家事ができるようになることで、逆に保護者が「子どもは自分でできる」と認識し、家で食事ができない状況や夜間保護者不在となってしまうと考えられる。

なおこの「認識」の中には、児童虐待での死亡事例で散見される保護者の子どもに対する否定的な感情も含まれると考えられる。

このような状況をイメージすると（図3）のようになる。



(図3)ネグレクトの要因 ②保護者の認識

つまり保護者自身の養育力は十分にあるにもかかわらず、「もう小学生だから」とか「子どもは自分でやれるはず」などの『保護者の認識』で必要な養育ニーズが与えられない事態である。その原因としては子どもの発達についての間違った知識や過剰な期待などが考えられる。

(3) 家庭の困難

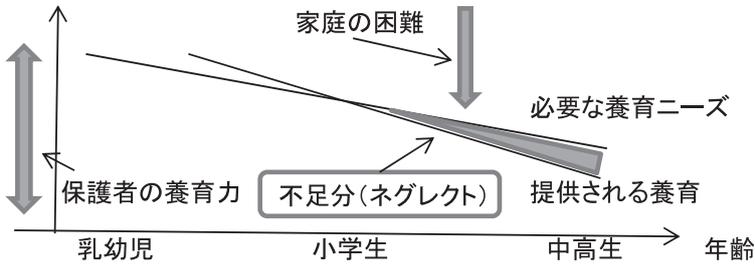
保護者が保持する養育力が子どもの年齢で必要とされる養育ニーズに対して十分にあっても、家庭でさまざまな困難が発生することで保護者はその対応に追われて「子どもどころではない」状況になってしまい、結果として子どもが放置されてしまうことになる事態である。今回の研究では中高生に多くみられたが、離婚や貧困、障がいや病気など、さまざまな要因がこの家庭の困難さとなると思われる。

このような状況をイメージすると(図4)のようになる。

この要因は、保護者自身の養育力がある点で『養育力不足』とは違い、現実的な困難が顕著であることが『認識』とも区別される。

(4) 保護者のメンタルヘルスと対人関係

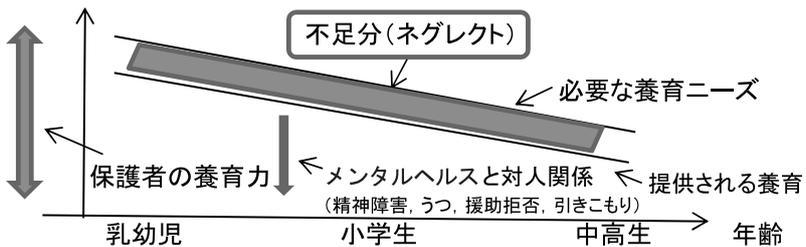
保護者に精神障害やうつなどのメンタルヘルスは、保護者自身を情緒不安定にしたり、生きていくエネルギーを不足させてしまう。そのエネルギー不足は日常生活に支障を及ぼし、子どもの生存や成長に必要な養育ニーズを満たせな



(図4)ネグレクトの要因 ③家庭の困難さ

くなる。また、引きこもりや援助拒否などの保護者の対人関係は、周囲からのかかわりや支援を受け入れない状態になる。その結果、保護者にはもともと子どもを養育する知識や技術があったとしても、その養育力は生かされず、結果として必要な養育ニーズに不足が生じてネグレクトになると思われる。

このような状況をイメージすると（図5）のようになる。



(図5)ネグレクトの要因 ④保護者のメンタルヘルスと対人関係

この要因は、保護者が本来持っている養育力が、保護者自身のメンタルヘルスや対人関係という内的な要因によって引き下げられることである。『認識』はあくまで保護者の意思や価値観などにより意識的に養育の提供を減少させるが、『メンタルヘルスと対人関係』は養育力そのものを低下してしまうのが特徴と考えられる。

7) ネグレクト要因の重複

以上のようにこの研究では、子どもの年齢区分で多い項目の共通性からネグレクトの要因を、①養育力不足、②保護者の認識、③家庭の抱える困難さ、④メンタルヘルスと対人関係、という保護者の要因を4つに、子ども側の要因として、⑤子どもの養育ニーズ、という5つを仮説した。

しかし実際の事例を考えると、乳幼児期に両親が離婚した結果、保護者にうつが発症し、日常的に引きこもりになるなど、保護者の4要因が年齢にかかわらず重複することも多い。この要因の重複がネグレクトの理解を困難にしたり、有効な対策を見いだせない原因にもなっていると思われる。さらに養育者側の要因だけでなく、『必要な養育ニーズ』として子どもの年齢により必要とされる養育量や内容が違うことも検討しなければならない。

そのため今後のネグレクトアセスメントにおいては、子どもの年齢とともに、以上の保護者の4要因を分けて検討する必要性が示唆された。

5 結論

この研究は、子どもの年齢による子どもの状態や家庭状況の変化を研究対象とし、年齢区分ごとに多い項目の共通性からネグレクトの要因を検討した。その結果、①養育力、②保護者の認識、③家庭の抱える課題、④メンタルヘルスと対人関係、という4つの要因が推定された。さらに養育者側の要因だけでなく、『必要な養育ニーズ』として子どもの年齢により必要とされる養育量や内容が違うことも示唆された。

6 成果と今後の課題

今回の研究は、ネグレクトの要因として、子ども側、保護者側に全部で5要因を想定することができた。特に子どもの年齢によって必要とされる養育ニーズに差があることやネグレクトの成立要因について示唆が得られたことは重要と考える。

しかしその基礎となる項目はカイ2乗検定で特定できたが、その共通性や特長として提起した概念の妥当性の検討はなされていない。そのためこの研究は

あくまで探索的・試行的であり、得られた結果もあくまで「示唆」として限定的に捉える必要がある。

そのため、この要因仮説を今後はネグレクトを検討する際の分析枠組みとして捉え、今回提起された仮説の検証については今後の課題として取り組みたい。

<参考文献>

- 安部計彦（2011）要保護児童対策地域協議会のネグレクト家庭への支援を中心とした機能強化に関する研究（主任研究者：安部計彦）. 平成 22 年度こども未来財団児童関連サービス調査研究等事業報告書
- 厚生労働省（2013）社会福祉行政報告平成 24 年度福祉行政報告例 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001115458>（2014 年 11 月 10 日取得）

西南学院大学人間科学部社会福祉学科